

**THE LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

[2018年12月度関東月例研究会のご案内]

**貴社の知財戦略、本当に大丈夫？**

**～標準必須特許戦略からグローバル時代の知財戦略の糸口を学ぶ～**

**関東月例研究会：2018年12月13日（木）**

講 師：守屋　文彦氏

　　　　　　　　　　　　　　　（Nokia Technologies Japan株式会社　統括責任者）

拝啓　会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

　また、平素より当協会の活動にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、12月の関東月例研究会は、Nokia Technologies Japanより、守屋　文彦様をお招きし、「**貴社の知**

**財戦略、本当に大丈夫？～標準必須特許戦略からグローバル時代の知財戦略の糸口を学ぶ～**」と題して講演を行います。

企業における事業構造の転換や、新事業への進出に関する報道を目にする機会が多くみられます。特にAI, IoTの普及にともない製造業を中心にソフトウェア、通信技術を取り入れたビジネスモデルが広がりを見せており、これに対応した知財戦略が求められています。

Nokiaは、1865 年に製紙会社として創業して以来、紙製品、ゴム長靴、タイヤなど事業領域を拡大し、

携帯電話メーカとしてみなさまもご存知の企業です。近年では携帯電話メーカから通信基地局などのB2B機器メーカへと変貌を遂げ、現在では世界第二位の通信機器メーカとなっています。さらに次世代通信技術である５G（第５世代移動通信システム）の開発を担う中心企業でもあります。

そこで今回の月例会では、Nokiaにおける事業ドメインの変遷と知財マネジメントについて解説いただくとともに、通信技術における標準必須特許のビジネスへの活用について標準必須特許のライセンサー／ライセンシー双方の立場をふまえご説明いただく予定です。

　今回の講演を通じて、今後IoTを活用することとなる企業の知財関係者はもちろんのこと、研究開発や新事業を企画される方々にとって、示唆に富む情報が得られ、有意義な意見交換の場となることを確信しております。

会員のみなさまにおかれましては奮ってご参加いただきますようお願いいたします。

また、月例会の終了後に講師を囲んで簡単な懇親会を開催致します。ご都合のつく限り懇親会にもご出席願います。

敬具

＊本月例研究会は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目２．５単位が認められる見込みです。

**[関東月例研究会]**

**１．研究会**

と　き：２０１８年１２月１３日（木） １４：００－１７：００

ところ：飯田橋　東京理科大学「森戸記念館」

　　東京都新宿区神楽坂４－２－２

<https://www.tus.ac.jp/tlo/new/pdf/event_20121030_map.pdf>

講　師：守屋　文彦氏（Nokia Technologies Japan株式会社　統括責任者）

司 会：小暮　宏幸　（月島機械株式会社　法務部知的財産グループ　グループリーダー）

参加費： ＬＥＳ会員　　　　 ５,０００円 （同一組織のメンバーを含む）

 継続会員　　　　　 ２,０００円

 一般　　　　　　 １０,０００円

**２．懇親会**

と　き：　２０１８年１２月１３日（木）　１７：１０－１８：００

ところ：　飯田橋　東京理科大学　　学生食堂（一部貸切にて実施）

参加費：　１，５００円

**３．［参加申し込み］**

申込期限：１２月１１日（火）

＊LESJウェブサイト　<http://www.lesj.org/contents/japanese/02_1getsu.html>

または、下記FAX用紙にて、本部事務局宛お申込み下さい。

-----------------------------------------------------------------------

日本ライセンス協会本部 　　担当：阿部利昭　行

ＦＡＸ：０３－３５９５－０４８５

**１２月度関東月例研究会（１２月１３日）**に参加申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○参加、×不参加 | 参加者氏名 | 団体名／所属･役職住所／TEL・FAX（注１） | 継続会員は○印を記入（注２） |
| 研究会 | 懇親会 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）会員名簿に記載の所属団体名･役職･住所等に変更のない方は氏名のみで結構です。

（注２）継続会員とは、55歳を超えて勤務先を退職した後も個人で会員資格を継続し、特別の年会費（2万円）を適用されている正会員です。（詳細は会員名簿の規則または[ホームページ](http://www.lesj.org/contents/japanese/05_1nyu.html)をご参照ください。